

住民訴訟の応訴について（報告）

採択過程における書類に誤記等が存在した教師用教科書等の購入代金及び当該採択に係る選定委員への報償費の支出は違法であるとして、教科書採択に係る公金支出の返還請求などを求める住民訴訟が提起されましたので、これに応訴するものです。

1 事件番号等

平成28年（行ウ）第27号教科書採択による公金支出返還請求事件

2 提訴年月日

平成28年10月13日（訴状受理日：同年11月17日）

3 原告

呉市音戸町波多見5丁目22番11号 是恒高志

呉市的場3丁目1番28号 宮岡照彦

呉市音戸町波多見5丁目22番11号 教科書ネット・呉（共同代表：岩崎智寧，
花岡美紀，岸直人，中室茂）

呉市警固屋9丁目5番34号 岡西清隆

呉市阿賀南1丁目7番37—912号 真弓トシエ

4 管轄裁判所

広島地方裁判所

5 事件の概要

原告らは、平成28年度に呉市立中学校で使用する教科書（歴史的分野及び公民的分野）に係る採択過程で作成された書類に誤記等が存在していたが、呉市教育委員会は何ら訂正せず、実質的な検討を行っていないなどの違法性があり、これは著しく合理性を欠き、かつ、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵であることから、当該採択に係る教師用教科書等の購入代金の支出は違法であり、また、選定委員の委嘱についても呉市教科用図書採択に関する規程の恣意的濫用があることから、当該報償費の支出は違法であると主張し、被告呉市長小村和年は、小村和年に対し、金83万8,358円及び当該遅延損害金を呉市に支払うよう請求することなどを求め、提訴したものです。

なお、原告らは、平成28年7月15日付けで、呉市監査委員に対し、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、本件について住民監査請求を行いました。呉市監査委員は、原告らの主張には理由がないものと判断しましたが、原告らは当該監査結果に不服があるとして、地方自治法第242条の2第1項の規定に基づき、本訴訟を提起したものです。